

第8回太田市景観審議会会議録

| | |
|---------------|--|
| 開催日時 | 平成25年10月21日(月) 午後2時から3時20分 |
| 開催場所 | 太田市役所 10階 10A会議室 |
| 出席委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・増山正明会長 ・渡邊美樹会長職務代理者 ・柳澤美樹委員 ・若林宏宗委員 ・荒井壯佳委員 ・小林則子委員 ・小林良男委員 ・鈴木陽子委員 ・深澤珠代委員 ・岩崎和男委員 ・大河原葆委員 ・栗原智史委員 ・篠原 貴委員 ・山田昌弘委員 |
| 事務局 | (都市政策部) 深澤副部長 (都市計画課) 薊参事、丹沢係長、小林主査、山影主任 |
| 事務局 (山影主任) | <p>(1 開会)</p> <p>只今より第8回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないと規定されておりますが、只今午後2時現在、13名の方の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。(鈴木委員 午後2時5分入室)</p> |
| 事務局 (山影主任) | <p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> |
| 増山会長 | <p>(挨拶)</p> <p>皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、ご都合をつけてご出席いただきましてありがとうございます。一言ご挨拶させていただきます。</p> <p>本日は、第3回太田市景観賞の選定についてご審議いただきます。この景観賞は、建築物や工作物、屋外広告物の建築・設計・施工、あるいは景観づくり活動において、市の良好な景観形成に大きく貢献した市民、事業者、あるいは活動等を表彰するものでございます。</p> <p>今回、応募されました案件の審査は、過日、表彰等評価部会で行っていただきました。その結果を踏まえまして、本日ご審議いただきたいと思っております。</p> <p>いつものように皆さんからの、積極的なご意見をお願いいたしますとともに、議事のスムーズな進行、運営につきましてもご協力していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 (山影主任) | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしくお願いいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>それでは、ご指名をいただきましたので、いつものように、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。よろしくご協力お願いいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>(3 会期の決定)</p> <p>まず、日程の第3にございます、会期の決定でございますけど、本日一日と致したいと思っておりますがこれにご異議ございませんでしょうか。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>(異議なしの声) 異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名) 続きまして、会議録、議事録署名委員でございますが、2名をご指名申し上げます。 議席番号 5番 荒井壯佳委員さん 議席番号15番 山田昌弘委員さん をご指名申し上げます。 よろしくどうぞお願いいたします。</p> |
| 増山議長 | 傍聴希望者はいらっしゃいませんね。 |
| 増山議長 | <p>(5 議 事)</p> <p>次に日程第5、議事に入りたいと思います。 報告第1号ですけれども第3回太田市景観賞選考結果について表彰等評価部会の渡邊部会長より発言を求められていますので、渡邊部会長よりお願いいたします。</p> |
| 報告説明 (渡邊部会長) | <p>表彰等評価部会の渡邊でございます。よろしく申し上げます。 第3回太田市景観賞選考結果につきまして発言を許可されましたので、説明をさせていただきたいと思っております。 第3回太田市景観賞は、8月1日から9月30日にかけて募集をいたしましたところ、建築物等4件、屋外広告物1件、建築物設計2件、景観づくり活動5件、合わせて12件の応募がありました。 これらの応募案件につきまして、10月8日(火)に書類審査及び現地確認を行いました。表彰等評価部会におきまして、7名の部会員の審査員によって10点満点で評価をし評価点を集計しました。その結果がお手元の議案書の中の集計結果ですけれども、1位が株式会社今井酒造店、酒蔵と喫茶サロンかぜくら、2位がパナソニックワイルドナイツグラウンド、3位は高林北町みどり環境保全向上推進協議会となりました。 点数のほうは1位が63点、2位が離れまして48点、3位が47点、続きまして4位が46点と言う僅差でした。これら上位3件および4位の群馬ハイブリッドクリーンセンターにつきまして協議をいたしました結果、大賞に株式会社今井酒造店の酒蔵と喫茶サロンかぜくら、賞にパナソニックワイルドナイツグラウンド、及び高林北町みどり環境保全向上推進協議会活動を選定いたしました。 大賞の今井酒造店、酒蔵と喫茶サロンかぜくらですが、今井酒造店の歴史ある建物のたたずまいが周囲と調和し、長年にわたって良好に維持されていること。また、部会員の多くが高評価を付けており、ほぼ満場一致と言う形で決定いたしました。 続いて、賞のパナソニックワイルドナイツグラウンドですが、かなり広大な広さの天然芝のグラウンドを、きれいに維持されていることは大変な努力が必要なことであるし、あの緑の空間があることにより、周辺環境を引き立てて、地域に潤いを与えているということが評価されました。 もう一つの高林北町みどり環境保全向上推進協議会活動ですが、シートを使った雑草の退治や休耕地を使ったレンゲ畑の植栽など、自分たちが住んでいる周りの問題点、環境に対する問題点を自分たちのできる範囲で解決していく、バランスのとれた活動として評価されました。</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>入賞作品に関しては以上ですが、その他の作品に対しても少し申し添えておきます。</p> <p>活動として応募がありました4位の工場であります。普段は敬遠されがちな施設でありながら、敷地内の林や敷地周辺の植栽で、良好な景観保全に配慮している点には大変興味深く、今後の活動に大きな期待が寄せられました。</p> <p>活動についての審査方法についてですが、審査は一年を通じて行えないので、一番効果のある時に審査ができないことは非常に残念なことだと感じました。書類審査が写真など主になってしまっていることが残念に感じました。</p> <p>以上のような審査や話し合い等がありまして、このような結果となりましたのでご報告させていただきます。</p> |
| 増山議長 | <p>ありがとうございました。只今、渡邊部会長から報告第1号太田市景観賞選考結果についての説明がありました。</p> <p>只今の説明について、ご意見等がありましたらどうぞお願いします。質問等も含めてお願いいたします。部会の委員さんでいらっしゃる委員さんもいるし、そうでない委員さんもいるので、ここでいろいろご質問がございましたらよろしくお願いします。</p> |
| 大河原委員 | <p>私の場合、6番と8番と9番が白票となっております。ちょっと変に感じられる方もいると思いますので、若干の説明をしたいと思っております。</p> <p>この景観賞の対象が一般の市民、事業者それから各種団体と、こういうことになっております。一方で、いわゆる行政の主導による景観形成と言うのは、この対象からははずれているという話も、冒頭事務局からありまして、まず6番と9番の中島邸ですが、これは既に太田市が、行政サイドが景観形成ということで、所有してこれから整備していくと、このように聞いておりますので、私の場合は白票にしております。</p> <p>それから8番のボケの花ですが、これは天然記念物に指定されておまして、確かに景観としては素晴らしいですが、既に行政部門が天然記念物ということで指定しております。そんなこともあって、行政が大きなパワーを持って決めたものは、やはりこの表彰の趣旨からすると違うじゃないかなということで、私としては白票を投じました。</p> <p>この表彰はやはり、市民や事業者、それから団体、こういった活動、人の継続的な活動に対して評価して与えられると、そのようなことで私は白票を入れております。以上です。</p> |
| 増山議長 | これは若林委員さんも同じですか。 |
| 若林委員 | 私も同じです。私の場合、特に冒頭、はずすような感じを受けたものですから、点を付けるとおかしいかなと思って。 |
| 増山議長 | これは対象からはずれたというか、応募要項の対象からはずすべきというのではないですか。どうですか。その辺は。条件にはそぐわないというか、条件に満たないというのとは違うのですよね。 |
| 事務局 (丹沢係長) | 中島邸については、市の所有で、市が管理するということはわかっております。確かに景観というか建物自体は素晴らしいと思えますけれども、表彰の趣旨からいきますと、市所有のものに対しては、やはり対象からはずしたほうがいいのかないかなと思えました。ボケの花は確かに県の天然記念物に指定されていますが、その維持管理について所有者の方がされているとしたときに、それを対象とするかどうか判断しかねるということです。 |

| | |
|------|---|
| 増山議長 | なるほど、でも点数は付けられた訳ですよ。一応評価されたよ。 |
| 山田委員 | <p>ちょっと補足ですが、この問題は現地に入る前に部会の中で、いろいろ話して、先ほどおっしゃったようなことですが。基本的には、まだこれが提案される段階ではこういった概念は、はっきりしていなかったわけです。公共物あるいは天然記念物、市が直接関与しているかというような前提条件なしに、とりあえず今回は募集をしたということで、応募件数としては、これはこのまま一応件数としてはある、という前提を踏まえて、論議の中では先ほどもおっしゃったように、例えば天然記念物というのは、それは県なら県がきちんと維持管理をして景観を整える意義があることだから、それはそこできちっとやってもらおうということで。我々の景観賞を設定する目的というのは太田の市民あるいは業界、各団体といったところが、市の景観に興味をもっていただいて、それをより良くしていこうということの動機付け、あるいは環境整備といったようなことだと思うものですから、対象にはふさわしくないだろうということで除外をした訳ですよ。除外しようということになった訳ですよ。点数を付けるかどうかについては、そこでは一応対象にはふさわしくないね、ということだったものですから、この表にあるように白票であったり点数を付けてみたり、ばらばらな状態があるのだと思います。</p> <p>そういう意味でいきますと、例えば太田市のこども館というのは設計としてノミネートされていますけれども、現在建物を、例えば市が発注をして、市がいろいろ途中経過を踏まえながら、プランニングデザインというのをちゃんとチェックをしながらやっているものに対して、ああだこうだと言うこともおかしいし、現在、維持管理も全部、市の管理のもとにあるわけですよ。ですから、これも本来でしたら白票になるべきアイテムであると思うのです。</p> <p>それから、例えば小学校みたいに、建物は市のものですよ、けれどもその周りの木をきれいに剪定したり、掃除をしたり、周りの景観を整えているのに、その地域の人たちがやってくれている、それは景観を整えていくうえで非常に意義のあることだということで、そういったものは、我々の評価の対象になるだろうと。</p> <p>いろいろなことがあるものですから、なかなか整理しづらいですけども、基本的にはそんな話をして今回のぞんだ訳です。</p> <p>ですから、はっきりさせなくてはいけないのは、次回、そういったことを踏まえたうえで応募があったときにどう対応するか。それから、それが事務局から提案されたときに我々としては、これを評価の対象にするかしないかということは、もっと明確にして望まなくてはいけないというのは課題だと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>私もこれは見せていただいて、今、疑問には思ったのですが。</p> |
| 若林委員 | <p>ただ、応募されたからといって評価すると、例えば中島邸で、6番も9番も同じ点数付けた人は、私と大河原さんが7点付けると50点になります。それで点を付けてから、だめだっていうのはおかしいと思えますよね。だから、私は白票にした訳です。中島邸はかなりいいものですから点数はいくだろうと。けれども、それだけ会議の冒頭に、これはちょっと表彰の対象にならないという話をしておいて、評価して点が高かったらどうするか。案の定中島邸は点数が高かったですよね。だから、反省として、山田委員が指摘したように次回はっきりさせておく。今回もはっきりさせておくほうがよかったですね。あいま</p> |

| | |
|-------|--|
| | いなまま行ってしまったのでね。 |
| 小林良委員 | これは、応募をされる段階でその対象にあっているのか、あっていないのか、判断されたほうがよかったのかな。 |
| 増山議長 | 受付の時にですよ。本当はそうですね。 |
| 小林良委員 | 一応挙がってくれば、審議の対象にはなるし、評価の対象にはなるであろうと。実際に現地に行ってみましょうという前段階で、公共物であるとかどうかで、はずしていくわけですから。 |
| 若林委員 | ただ、受付の段階ですと、今回の場合ちょっとそれは無理だったと思います。事務局が部会や審議会を無しに、これは駄目ですよってできなかったと思うのですよ、ひとまず、受け付けてはいけない。それよりは、受付はみんな出してくれたということで、部会の冒頭で審査の前にはっきりすべきことだったのじゃないですかね。ですから、山田委員や小林委員の意見も入れて、次回そういうことのないように、はっきりしておくということじゃないでしょうか。 |
| 増山議長 | そうですね。受け付けたということは、条件に満足していたということでしょう。結局は、違反しているわけではないから、だから評価もしているわけですよ。ただ、よくよく考えてみたら、そういう問題があるので、それはいかなものかって話になったということですね。その辺が明確に決定したわけではないので、次回からその辺ははっきりさせるということですね。 |
| 若林委員 | だから、私の意見だと事務局の人は大変だと思いますよね。応募された時点で、これはいいよとか。だから、来年もみんな受け付けてしまって、この部会で、まずいじゃないかっていう協議を今年のようにやって、これは評価しないことにしようとか、事務局が迷わないようにしておくということでしょうね。 |
| 増山議長 | 例えば、今回の例で言うと中島邸にしても、ボケの花のほうは県の指定を受けているとはいっても、多少の手は加わっているわけですよ。手入れとか、そうじゃないですか。 |
| 若林委員 | 中島邸は市の指定で、ボケの花は県指定ですね。 |
| 増山議長 | ただし、維持管理等については人々の手が加わっていますよね。 |
| 小林良委員 | ボケの花は所有者さんで、業者さんをいれるかしてて手入れをしているでしょうし、中島邸は文化財課主導で。 |
| 増山議長 | もう一つ、話が戻ってしまうかもしれないけれど、今の話に関連してなのですけども。議論として部会に関わってないから余計わからないけれども、先ほど部会長の報告で建築物が4件、屋外広告物が1件、設計が2件、景観づくりが5件といいましたけれども、その内訳と言うかそれを説明していただけますか。事務局でもいいですが。 |
| 渡邊部会長 | 東武鉄道が建築物等、自宅緑化活動が活動、ハイブリッドクリーンセンターが活動、酒蔵が建築物、みどり環境保全が活動、中島知久平邸が建築物、パナソニックワイルドナイツが活動、知久平邸が建築物、こども館が設計、小学校が設計、ミモザの森が屋外広告物。 |
| 増山議長 | まず、この内訳がわからないと理解しにくいところもありますよね。例えば、さっきのボケの花っていうのは、天然記念物に指定はされてはいるけれども、それを維持管理している活動についてはどうですか、っていう話できているわけですよ。やっぱり維持管理するために人の手が、市民の手が加わっているのかな、立派な対象になるのじゃないですか。 |
| 小林良委員 | 市民の手という見方と、所有者さんが業者さんに頼んで手入れをし |

| | |
|-------|--|
| | <p>ているわけですね。周辺の細谷地区の住民の方が行って手入れをしているわけではないですね。その辺をどう評価するか。</p> |
| 若林委員 | <p>もう一つはですね、景観賞で評価するということですけども、既に文化財で天然記念物に指定されて評価されているわけですね。そうすると県の天然記念物は松でも何でも、みんな形がよくて、良いものが指定されているわけですから、次から次へと、これを応募すれば賞になってしまう可能性がある。</p> |
| 山田委員 | <p>そういうことで県指定の天然記念物か何かっていうのは、委託をして維持管理をして景観を整える義務があるものだと、そういうものに対して、またここで評価して賞を与えるっていうことがどうかなというようなことだったわけです。</p> |
| 大河原委員 | <p>加えてですね、ボケの花につきましては、提案書そのものも、写真が写っているだけで、活動をやっているというような趣旨のものも一切なかったですね。だから、そういう意味での評価もできなかった。</p> |
| 若林委員 | <p>天然記念物の指定にはですね、珍しい木とかいろいろ基準がありますけれども、太さや樹枝、木の姿、樹形、それは評価にあるわけです。ですから、指定されているものは、大体が景観賞になるだろうと思えるわけです。そうすると、県の天然記念物、国の天然記念物は結構な数があるわけです。</p> <p>例えば金山の大ケヤキが市の天然記念物に指定されましたけれども、あれだっていい非常にいい景観ですね。金山の山頂で金山城址は景観賞に応募したいくらいでしょうけれど。そういう専門分野、天然記念物に指定してあるものを推薦してきてやっていたら、きりがないうって思いますよね。</p> |
| 増山議長 | <p>異質は異質ですね。わかりました。その辺はここでの議論と言うよりは部会のほうでも、次年度に向けてきちっと方針を立てていただいて、事務局の受けの段階で迷わないように、かつ、それよりも応募する方に対しての周知とといいますか、連絡広報が誤解のないようにやらないといけない。</p> <p>もう一つはある程度そこで、若干の泳ぎようというか、評価のほうで選択するような評価の着眼点というものが、もうちょっと工夫してもいいのかもしれない。市民が継続的に関わってきた、それがきちっと反映できるような評価項目ができるといいですね。</p> |
| 小林良委員 | <p>あまりがんじがらめにしてしまうと応募者がいなくなってしまう。応募者をいかに増やすかということも、目的の一つであるわけですから、受付の段階であまり固くやっても、応募される方が増えていかない。部会である程度の縛りを作って、評価を見直す必要があるような気がしますが。</p> |
| 増山議長 | <p>また話が戻ってしまいますが、建築物等というのは、これは設計とか何かじゃなくて、もともと建築物等がある場所に存在し続けているという、歴史的建造物を含めて、新しくそこに新築なり増築なり行為が加わったことじゃなくていい、ってことでしたよね。</p> |
| 渡邊部会長 | <p>建築物も建造物ですね。</p> |
| 増山議長 | <p>それは、新築とかは関係ないですね。歴史的な建造物でもいいですね。</p> <p>そうすると、建造物等を含んだ周りの景観などが対象で、建造物そのものをいっているのではないということですか。</p> |
| 渡邊部会長 | <p>建造物そのものではないですね。</p> |

| | |
|-------|--|
| 山田委員 | <p>建造物か何かで分けするっていうことは、この際あまり意味がないわけで、景観ですから全体調和が大事なわけですね。その全体調和の中で建築物はどういった位置を占めているのか、という意味合いです。何回も景観の話の中で出てきている、設計審査をしているわけではない、建物そのもののデザインがどうだと審査しているのではないと。毎回こういう話はでるのですけれども、我々、景観という捉え方をいろいろ近景、遠景、中景だ、そのような話をしてきたし勉強もしてきて確認もしてきたわけですね。あくまでも、そのもの自体をというよりは、ある広がりをもった景観、景色そういった観点から捉えるということです。ですから会長がおっしゃったような分けをするっていうことは、この際あまり意味がないことかなと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>建築物等って書いてあるところが、応募される方が誤解なく建築物を含んだ、周りの風景を含んだ景観だよっていうことは、十分伝わっていますかね。</p> <p>例えば、中島邸を含んだ周囲の景観を含めて、あの場所に中島邸が存在し続けているっていう、その周りの風景も含んだ景観を、あの一帯周辺をいつているってわけではないですか。中島邸そのものをいつているのか、その辺がちょっとわからない。</p> |
| 小林良委員 | <p>応募された方の応募用紙を見ますと、中島邸だけです。</p> |
| 増山議長 | <p>建物だけですか。</p> |
| 小林良委員 | <p>私たちが見ていくのに必要なことは景観ですから、中島邸があって周辺の環境とどのように調和しているのかということを見たいわけですね、ところが応募者は中島邸が立派だよというかたちで。</p> |
| 増山議長 | <p>その辺少し十分に理解されていないというか、浸透してないところがあるのかなという心配は、今ちょっと感じたので。</p> <p>我々も、周囲も含んでその中島邸が景観の中心にあるけれども、周囲の景観を含んだ中島邸を中心とした風景、周辺の農村風景を含めたということであれば、これまた評価が違ってくるというわけですか。</p> <p>広がりも出てくるわけだから、中島邸が公共のものだからっていう話じゃおさまらなくなってくるわけですね。</p> |
| 小林良委員 | <p>私たちが景観って言うことで3回に渡って動いてきたということは、たぶん一個のものだけの評価を求めているわけではないと思うのですね。そのものプラスその周辺が、どのようにマッチして市民に素敵な感情を与えているのか、という見方も含めないといけないのではないかと思います。</p> |
| 若林委員 | <p>点数を高く付けた人がいっぱいいるし最高点なので、言うまいと思ったのですけれども、そういう話が出てきたのでちょっと言いますと、先日の部会で名前が非常に大事だということを申し上げたわけですが、今回の大賞の名前がどうかなって思ったわけですよ。というのは、酒蔵と喫茶サロンかぜくら、とありますよね、大賞の半分が喫茶店ですね。先ほど山田委員が言ったように、私は全体で、トータルで評価して8点付けたわけですが、10点付けた人はあの母屋の新しい瓦とか非常に不似合いというか、そういうものも入れて10点なのか。ああいった新しく付けたものや、喫茶店もちょっとどうかと思ったので、自分は8点になったのですけれども。</p> <p>もう一つは山田委員とは話したのですけれども、黒堀が素晴らしいと思って、近くに行ったらトタンですね。板堀じゃないと、やはり古い建物じゃないと文化的に価値がものすごく下がるわけですよ。それで、私はどうかと思いました。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>大賞なので、名前と中身と、山田委員のようにトータルで言うのだったら、私は喫茶を半分にしないで、逆に言うと宣伝に使われるような感じもしないでもない。それほど景観としてこの喫茶店が半分、大賞の半分の名前の価値はあるのかという疑問を持つわけです。</p> <p>じゃあどうかというと、今井酒造店酒蔵その他とか、酒蔵などとか、酒蔵っていうので皆さん点が高いのではないかな。あの酒蔵は文句ないですよ、小屋組みもいいし古い明治の初期のものが残っていますし。ほかはみんな変わってきている。喫茶店は5年前に造ったわけですよ、古材使ったりしていますけれども。そういう点からすると、トータルで見た場合にこの名前が大賞というのは、私は非常に違和感があります。</p> |
| 小林良委員 | 私は逆に、喫茶店はどうでもいいと、あれだけの広い敷地で酒づくりの原型のような家の構え、造りですよ、酒蔵の位置。そういったものを見てくると、なかなか良いのかと思います。 |
| 若林委員 | ですから、今井酒造店の酒蔵などとか、酒蔵その他とか、喫茶店も入れてね。 |
| 増山議長 | 酒蔵等建築群とかね。 |
| 若林委員 | 喫茶店かぜくらになるわけですからね。ちょっとおかしい感じがありますよ。けれども、皆さん10点付けてる人もいるから悪いかなと。言うまいと思ったのですが。 |
| 小林良委員 | 現在、太田の造り酒屋さんで、昔のままのスタイルの酒づくりに関わる建物、そういうものが残っているというのは大変貴重だと思いますよね。 |
| 若林委員 | 大間々にある醤油屋さんなどを見てきましたけど、すごいですよね。ちょっと今井酒造の比ではないですよ。 |
| 増山議長 | 名称の話ができましたけれど、ちょっとまた後で議論しましょう。先ほどの話の延長線上で、何か他にご意見ございますか。 |
| 岩崎委員 | <p>これはまず事務局が受け付けますね。受付けた時点で、例えば中島知久平邸が出てきたら、それだけしかなかったら周りまで、周りはどうでしょうかと、事務局が受付けた段階で質問したらどうでしょうか。この建物もそうだけれども、周りも非常に調和するような活動もしていますよと、ボランティアでやっていますよと、それも入れていただく。</p> <p>いきなりタイトルだけで出てきたから後は、これは駄目だよと、そういう評価の仕方というのでは、最初のパンフレットに書いてあるわけですよ、そういうものがなければならないのではないのでしょうかと書いてあるわけですよ。そういうことを受付けた段階で指導するとか、まわりを膨らませてくださいということを、言っていたらどうでしょうか。</p> |
| 増山議長 | 後々はそういうふうにやれるかもしれないですけども、そのベースになる考え方なりの、統一した考え方、基準といいますか、そういったものをもう少し詰めたうえでないと、なかなか言いにくいところもあると思いますよね。事務局の判断だけではね。それを詰めたうえで、それでもなお判断に迷うところも出てくるのではないかと、その時にいくつか事務的に指導して、岩崎委員さんがおっしゃるように指導してもらうことはあるかもしれませんが、今年度については、それは無理だったかもしれませんよね。でも、それは必要なことだし、やらなきゃならない局面も出てくると思います。ただ、それは裁量といいますか、その辺は極力小さくしておいて、審議会の場で |

| | |
|-------|--|
| | 決めることは決めておかないと事務局も大変な作業になってしまうかなと感じはしますよね。 |
| 岩崎委員 | その辺のところ、前回渡邊先生が考慮した点というのがあって、それは次年度に反映しますかって、お伺いしたつもりだったのですけれど。ですから議事録などでまとめて、次年度に反映する形で整備されるほうがよいのではないのでしょうか。 |
| 増山議長 | その辺はやはり、2回3回とやってきて少し課題も出てきたので、部会のほうでやっていただくのか、あるいは審議会としてやったほうがいいのか、それは両方それぞれやり方としてあるかもしれないですけども、それをちょっと事務局案でも作ってもらって、どこかで、少なくともどちらかで次年度に向けて一回やることにしましょう。大事なことですものね。そうしないとやはり、窓口も困りますよね。 |
| 渡邊部会長 | <p>選考方法について、事前にご確認していただいたと思うのですが、この審議会で選考方法の承認がされて、それに基づいて審査部会を開いたわけですけども、今回、審査部会が開催される当日ですね、事務局のほうからこれとこれは市のものですので、審査対象としてどうでしょうかと話がありまして、会が始まってから話し合われたようなかたちでした。</p> <p>それで、私としては色々なご意見をいただいたうえで、この審議会で選考方法についてのご承認をいただいた後ですから、部会で独自に決めてこれを審査から外すという判断をすぐにするべきかどうかというところで、ともかく現地見学はしようとなったわけです。</p> <p>色々やはり思いますのは、例えばボケの花にしても、応募される方はボケの花を写真で応募されるわけですけども、それが綺麗だと思って。ただし私たちが見たいのはその周りなんですよね、その周りどボケの花の周りの環境についてどのように維持されているか。そこを知りたいわけで、それなので現地に行った訳ですね。ただ、応募要項の中にそういった活動について記載されていない場合は、こちらからこうですよ、ああですよ、と調べて逆に評価を高めるというわけにはいかないですよ。その辺が非常に難しいところでして。</p> <p>例えば活動として応募されている方というのは、何から何、こういう活動をしていますということが具体的に書いてありますけれども、こういった景観というような応募の場合は、それを維持するための活動としての応募じゃない場合は、それが記載されていないですね。こちらから審査員が調査して、というわけにはいきませんので、応募の書き方に対する評価になってしまうというのは怖いことですよ。申請用紙の書く技術みたいな評価になってしまうわけですから、それは非常に難しいと思います。</p> <p>私たちの趣旨としては、景観賞の趣旨としては、太田にふさわしい景観であり、それに対する活動、ボランティアなりの自主的な活動と、市民の景観に対する意識を高めるための、啓発活動のようなことにつきると思いますので。細かくはどうしたらいいかなんですけども。</p> <p>例えば、そのものではなくて、来年については景観を維持するためのどんな活動がなされているか、というような説明書きを加えていただくと応募用紙の工夫をいくつかして、それでまた皆さんにも確認していただきまして、それで検討していきたいと思います。</p> <p>また、もう一つ、去年の受賞作で国宝のあれも市の持ち物に対して賞を出したわけです。そういった過去の実績がありますので、ここで市の持ち物だからといって全く審査からはずしていく、審査の前に即</p> |

| | |
|-------|--|
| | 断していいのかどうか、ということもありましたので、審査員それぞれの判断にお任せしようという気持ちで今回は審査を遂行いたしました。 |
| 大河原委員 | 昨年度ですね、東照宮がたしかに受賞しましたよね。行政が指定した施設なわけですけども、表彰の対象としたのはそれを維持保全、あるいは付加価値を高めるために団体が色々な活動をやっていると、そういうことに対して我々は評価したと思います。ですから、それはそれで私はよろしいのではないかと、そういう意見です。 |
| 山田委員 | <p>去年も話をしたと思いますけれども、とにかく今、景観を高める、景観賞を決めるという黎明期にあるわけで、今の目的は点数をいっぱい出してもらうということで、たがをはめたり規制をかけたりしないで、それは内部で処理をすればいい問題だと思います。</p> <p>去年は、数が増えたら建築物とか維持活動とか、そういったことに分けながら賞の細分化をすればいい、というような話だったと思います。ですから、書式の問題も含めて色々あるかもしれないですけども、とりあえずは何でもいいから応募してくださいと。応募のときに多少の広がりある提案ができるようだったら、それは事務局として配慮してあげて、もう少しこんなことも付け加えて、こんな提案にしたらえれば更に景観がよくなる活動に繋がりますよとか、そういう意味で指導はあるにしても、とりあえず数を出してもらって、みんなでわいわいやろうと。そうすると今回のように課題も出てくるし、そういうのを3、4年やっていけば、あるべき形になっていくのではないかと考えています。</p> |
| 増山議長 | <p>確かに、おっしゃるように、まずは数多く応募していただくこと、関心を持っていただくことが大事なことで、それはそのとおりです。ただ、我々がこの中でこなしていくというか、分ければいいとおっしゃるけれども、ただそこで相手が思いもよらない、応募された方が不利益になるようなことがあったのでは困るわけですよ。で、こういう問題が起きているわけですから。ある程度応募された方にも、景観賞はこういうことなんですと、より明確に、できるだけ明確に伝えておいたほうがいい。ただし、今おっしゃるように、なるべく幅広い分野というか幅広くは出していただきたい。これはたぶん一緒ですよ。ただ、何でもかんでもっていても、出してきてから、ここはそういうことではないよねって言われても、相手の不利益に繋がってしまうから、それだけがないようにしてほしい。それだけですよね。</p> |
| 山田委員 | こう言う論議を深めながら、事務局サイドもニュアンスは掴んでいるでしょうから、だからこういう会議が必要なのですね。 |
| 増山議長 | <p>ちょうど3回目ですので実績はありますので、事例的にもこう言うケースもあったよねと言う話の中で、この際どこかで議論ができればいいのかなと思っていますけれども。どうでしょう。</p> <p>(賛成です、の声)</p> <p>これは部会でやるのか審議会でやるのかどちらがいいでしょうか。</p> |
| 渡邊部会長 | <p>私としては、今のような条件や、審査の対象についてもですけども、応募案を増やす工夫を皆様からご提案いただきたいと思います。</p> <p>規制をかけるというより、目的は景観に対する意識を高めることですので、例えば地域ごとの推薦とか、地域が誇れる景観とか、そういう形で推薦枠を設けるとか、何か応募案が増えるような工夫をご提案していただきたいと思います。</p> |
| 増山議長 | 審議会でやりますか。 |

| | |
|-------|---|
| 渡邊部会長 | 審議会でぜひやっていただきたいです。 |
| 篠原委員 | ちょっと不思議に思っているのが、小林委員達がやっている金山城とかはどうして応募しないのかなと思ったり、あるいは古墳がありますよね、天神山古墳とか有名な古墳を地域で管理している人がいないのかなと思って。 |
| 小林良委員 | 両方ともそうなのですが、文化財の指揮のもとにやっていますので。以前にも応募したらいかが、というお話はいただいたことはあるのですが、基本的には文化財の指導のもとにやっているわけです。いずれも文化庁指定になっている。第三者が勝手にどうこうとできるものではない。極端な言い方をすると、草一本、木の枝一つ勝手に切ってはいけないことになっているわけです。天神山古墳もそうですね。一応、文化財の指導のもとにという大前提があって、やっているものですから。 |
| 篠原委員 | 長楽寺とか東照宮は、やはり文化庁の許可をもらって、枯れた枝を切ったり、草をとったりは許可をもらってやっています。 |
| 小林良委員 | ですから、これを一緒に並べるのはいかがかなというので、遠慮をさせていただいています。 |
| 篠原委員 | 先日も、景観の講演会にいったら、景観とはもてなしだと、盛んにその先生はおっしゃってました。お客さんが来て綺麗になっている、という状況を作るような運動をしないと、なかなか難しいですよ。 |
| 小林良委員 | 実際に私たちが取り組んだ当時は、一日に10人来るか20人来るかでした。それが現在は200人、300人です、やはり綺麗になって、そういう活動をしていくことが、色々なインターネットやらで周知されて、京浜地区から来る方がたいへん多いです。 |
| 増山議長 | 色々貴重な意見を皆さんに出していただきましたけれども、3回目を迎えて、いくつかの課題もみえてきました。その中で大きな課題の一つとして、募集についての周知のこと、審査のこと、募集対象のいわゆる条件ですか、そういったものについて一つ見直す時期に来ているので、少しはっきりしておきましょうという、それが一つ。 それともう一つは募集の数が増加する手立てを皆さんで工夫しましょうということで、その辺の話し合いについては、どこか一回審議会を開いて、やることにしたいと考えていますので、その辺事務局よろしいでしょうか。 |
| 山田委員 | まとめの課題に入りましたが、もうひとつよろしいですか。 今回は、大賞一点、賞二点で計三点を選ぶと募集要項の中で規定されていますので、三点選んだわけですがけれども、今回の採点表を見ていただくとわかるように、3番目と4番目が非常に微妙ですよ。トータルで47点、46点。それで3番目に入った47点は私が10点付けて、他を見ると5点、6点と平均点くらいになっているわけですよ。一人の意見で大きくかさ上げしている、というイメージが大きくなる。これはこれとして、この場合は活動に共感して10点にしてこの評価になったので、これは皆さんの考えだからよしとして、課題としてご検討いただきたいのは、この程度の差の場合には賞を三点、3つ選んでいいのではないかと。したがって、大賞一点、賞二点のところを賞複数点という具合にして、この辺の差のところは二点ではなくて三点くらい表彰したほうが、評価されるほうも喜ばれるし、動機付けになるわけですから、特に数を絞る必要がないとすれば、この辺の微妙なところも今後は考慮していく必要があるということで、二点と規 |

| | |
|---------------|--|
| | 定しないで複数点にしたらいかがかなという提案です。 |
| 増山議長 | <p>わかりました。授賞の数についての提案ですね。それも検討課題に入れさせていただきます。</p> <p>部会では点数を基準にしたうえの合議で決められているわけですよ。一人の点数が突出するとか、ばらつきがあるなど、中身が違ってても合計すれば同じということはありますから、その辺は色々話し合われて決められているわけですよ。それにしても、なかなか最終決定が難しくなったときに授賞の数がなやましい話になるので、その辺も今回議論の対象にしましょうということですね。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、先ほど若林委員から名称のことが出ましたですね。これは、私も感じていたので、この辺はいかがしましょう。例えば色々なところに出てくる名称が少しずつ違いますよね。これはどれが正しい名称でしょうか。</p> <p>例えば、結果とありますね、大賞と賞二点がありますけれども、これも少し評価表の名称と違いますけども。これが正式ですかね。2ページが正確な言い方になるのでしょうか。</p> |
| 渡邊部会長 | この集計表のときに修正が入りまして、それが反映したわけです。これは審査時の略称で、正式名は応募のとおりですか。 |
| 増山議長 | 事務局どうですか。 |
| 事務局 (丹沢係長) | 2ページのものが応募案のとおり正式名称になっています。 |
| 増山議長 | 括弧書きが正式な名称で酒造店とか三洋電機と言うのは所有者の名前ですよ。賞、活動というのは協議会となっていますよね。 |
| 若林委員 | みどり環境保全のところは、高林北町を三洋電機や今井酒造と同じにして、みどりの後に括弧を付けたらいいのではないかな。黒い括弧をみどりのほうに入れば同じになるのではないかな。 |
| 増山議長 | こちらは推進協議会ですか、評価表のほうには活動って出ていますよね。活動とか行為を表彰しているということは、何か景観保全とつけたら正解だと思うけれど、協議会活動とか、そうしないとおかしいですか。会そのものが名称というより、活動を入れたほうがいいですよ。 |
| 渡邊部会長 | 左側にあるのは受賞者になるわけですよ。そうするとみどり環境保全向上推進協議会活動というのが名称ということになる。 |
| 若林委員 | 名称を前に持ってきて、所有者名を後がいいのかな。 |
| 増山議長 | みどり環境保全のほうは評価表にあるこの表のほうがいいですか。みどり環境保全推進協議会活動で受賞者が高林北町みどり環境保全推進協議会。 |
| 事務局 (丹沢係長) | 応募は高林北町みどり環境保全向上推進協議会となっています。採点表で高林北町を省いたのは、活動だとすると、高林北町というのが個別名称になってくるので、みどり環境保全推進協議会活動が賞の名称になるのかなということで、高林北町を抜いて活動を入れてこの欄にのせてあります。 |
| 増山議長 | 事務局で判断されて。それで正解だったのじゃないですか。 |
| 若林委員 | 申請書の欄の名前は活動又は建造物の名称とあるわけですよ。会の名称ではないわけですよ。ですから、環境保全推進活動ですか。 |
| 増山議長 | 協議会はなくてもいい。協議会はとりますか。それをやっているのが協議会なのだと。それは、応募者に対してそのようにしてもかまわないですよ。問題ないですよ。事務的な修正を加えたということ |

| | |
|---------------|--|
| | <p>で。3つ目の賞の活動についてはこのように直していただいて。 喫茶サロンについてはどうしますか。難しいですね。</p> |
| 若林委員 | <p>私は個人的にそう感じたということで、原案通りで結構です。</p> |
| 増山議長 | <p>2番目もパナソニックワイルドナイツグラウンド景観保全と付けてある、これはこれでいいですね。 よろしいでしょうか。名称については。 ありがとうございました。他にはいかがでしょう。</p> |
| 岩崎委員 | <p>今回の入賞したみどり環境保全の推進協議会というのは、ボランティアの会なのか、町内会である程度強制的にやっているものなのか。町内会ですと結構強制的というものが多いです。 ボランティアでやるならいいのですが、強制的に今週はA班だ、次はB班だと強制的になってしまうことが多いです。強制が入ってくると活動というのとはちょっと違うのではないかと。 当初言われました、業者を入れてボケの手入れをするのと、素人が剪定しているのではないよと、同じようなことになってしまう可能性もあるのでその辺はどうでしょうか。 事務局にお伺ししないとわからないかもしれませんが。ここは町内会で強制的にやらせているところでしょうか、あくまでもボランティアな活動でしょうか。</p> |
| 事務局 (丹沢係長) | <p>そこまでは詳しく把握していません。</p> |
| 山田委員 | <p>提案書の中でメインは待矢場水路組合、それがバックボーンになって高林北町ともう一つ区がありました、区長さん達が役員になって、それに関係団体がついているから、地域全体でやりましょうということで、区長が基本的には音頭をとってやっている活動ですよ。 何か地域でやろうとすると区長が声をかけても、なかなか人は動かないし、それを継続的に続けるということは大変ことです。それを色々、レンゲの花が咲いたよとか、馬に乗って子供と楽しむとかのイベントも加えながら休耕地をうまく利用している。それから水路のところは、竹やぶがあって竹の根がはびこってしまうので、外観が悪いからその根を出さないよと、根を取るのに法面が急ですから、危ないのでビニールシートを張って保護するというようなアイデアを出しながら地域全体として取り組んでいる。 だから強制的かと言われれば、地域でやろうねと言われればしょうがないという人はいると思われま。むしろそういった強制力を働かさないと大きな作業とか環境保全はできないと思います。かといって出なければ何か罰則はあるのかといえば、そういうことはないと思います。出なければ出ないで、もう私は関係ないよという人も、多分いっぱいいると思います。 地域で何かをやろうとする取り組みは、そういうことだなと思って、私は立派にやっているなと思って高い点を付けました。背景は多分そんなところだと、私の想像で、現地の区長さんに聞いたわけではありませんけれど。ただ、何かやろうとすると、我々の経験からするとそんなことだろうなど。ですから、ご質問の意味で強制ですか、そうではないですかと聞かれると、ある程度強制力を働かせながら、みんなで作ろうねというようにお祭り事にしているのだと思います。だからといって、参加しなければどうのということはないと思います。</p> |
| 大河原委員 | <p>手元に申請書がありますが、ここに平成25年度役員紹介とありまして会長が元区長さん、それから副会長が福沢町と高林北町の区長さ</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>ん、それ以外に育成会とか高林北町のふれあい会とか青少推とか、色々な団体の名前が連ねてありますね。ですから、自治会とか区長とか狭い範囲ではなくて広い方が役員になって活動している。</p> |
| 増山議長 | <p>全員が全員自主的にと、それはなかなか疑問な点がありますけれども、何かのルールの上に自主的に参加したり、あるいは仕方なく思って参加したり、色々な方がいらっしゃるのには確かだと思います。なかなか判断の難しいところですが、強制力が働いてしまうのは、いたしかたのないことかもしれないですね。</p> <p>はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは色々な貴重なご意見いただきましたので、若干課題も提案していただきましたので、それについては次回といたしますか、本年度の中で議論して方針を定めていこうことだと思います。ただ、今回報告事項でありました結果につきましては、大賞一件それから賞が二件、これにつきましては若干、受賞対象の名称については事務的な微調整がありましたけれども、直していただくということで、結果については原案のとおり合計三件、これが承認されました。これにご異議ございませんね。よろしいですね。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。意義なしと認めます。</p> <p>報告第1号については承認されました。</p> <p>それでは、今回予定されました審議は以上をもちまして、終了いたします。議長の職は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> |
| 事務局 (山影主任) | <p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。</p> |
| 事務局 (山影主任) | <p>(6 その他)</p> <p>続きまして、日程の6. その他の項目で、第3回太田市景観賞の表彰式並びに講演会のことにつきまして、事務局よりご説明いたします。</p> |
| 事務局 (丹沢係長) | <p>ご説明させていただきます。</p> <p>本日は大変ありがとうございました。本日ご審議いただきました件につきましては、市役所の庁内報告の後に、市の広報やホームページに内容を掲載しましてピーアールしていきたいと思っております。</p> <p>表彰式になりますが、12月の19日、会場が太田市の学習文化センターの視聴覚ホールになります。時間が午後1時半からの予定となっております。表彰式の後には日本サインデザイン協会常任理事の宮沢功先生の講演会を予定しております。</p> <p>今回、会場のほうが視聴覚ホールということで収容人員が400人の会場となっております。市役所職員の出席も100名程度要請いたしますが、なにぶん会場が大きいこともありますので、ぜひ委員の皆様にもなるべくお声掛けしていただいて、数多くの方に表彰式に出席いただいて、引き続き講演会も聴いていただければと思います。</p> <p>市役所以外では、今回景観賞の対象になりました地区の行政センターにも協力をお願いするつもりですが、委員の皆様にもご協力並びにご出席をぜひよろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p> |
| 事務局 (山影主任) | <p>ただいまの説明に関しまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 渡邊部会長 | <p>授賞式のときに、その他の応募案については何かパネルとか名称だけはとかあるのでしょうか。</p> <p>もし、そういうことがあるのであれば、全体的に名称のほうを整理しておかないといけないかなと。</p> |
| 事務局 (丹沢係長) | <p>表彰の今回のものにつきましては入口等に出そうかと考えていますが、応募件数全体については考えていませんでした。</p> |
| 渡邊部会長 | <p>もし、やるのであればということなので、名称等を調整したほうが、全体的に見たほうがいいのかなど思ったので。</p> |
| 増山会長 | <p>出す予定がなければよろしいのではないですか。</p> |
| 事務局 (山影主任) | <p>その他にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> |
| 小林良委員 | <p>せっかくなので、広く応募者を求めるのが建前であれば、応募された方々の作品の一部なりとも会場に展示ができれば、入賞しなくても特別な形で見てもらえますよと言うのがあれば、もっと応募者に対するピーアールができるのではないかなという気がするのですが。</p> |
| 増山会長 | <p>良いほうに効くのか悪いほうに効くのか悩ましいですよね。</p> <p>時々他でも話はあるのですけれども、それ出されると困るっていう方もいます。落ちた場合は、出さないでくれっていう。</p> |
| 岩崎委員 | <p>了解取らないとならないでしょうね。</p> |
| 小林良委員 | <p>恥ずかしいって言う人もいますか。</p> |
| 若林委員 | <p>特に今回は5件が問題に絡んでいるわけですよ。今回は少なくとも避けたほうがよいのではないかな。</p> |
| 小林良委員 | <p>次回から整理したうえで、としたほうがいいのかもしいですね。</p> <p>よくある方法ですが、ゴルフの入賞と同じで入賞しなかった人みんな全員努力賞にしちゃうとか。</p> |
| 増山会長 | <p>第一段でどこかの選考を通過してきて本選にいったときは、確かにそういうことをやることもありますが、今回いきなりだから、なかなかその辺が悩ましいですね。地方予選通過してきて全国大会にきて、それは全部来たからには優秀賞ですよ、みたいな話はあるけれども。</p> |
| 小林良委員 | <p>次回の課題ということにしておいていただいて。</p> |
| 事務局 (山影主任) | <p>(7 閉 会)</p> <p>それでは他にご意見等もないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> |